○宮古島市港湾施設管理条例

平成17年10月１日

条例第186号

改正　平成24年１月10日条例第４号

平成24年３月30日条例第21号

平成25年12月24日条例第42号

平成28年２月22日条例第３号

平成28年12月21日条例第48号

平成29年12月22日条例第40号

令和２年３月23日条例第15号

令和３年３月25日条例第11号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　入出港及び危険予防（第３条―第８条）

第３章　管理利用（第９条―第23条）

第４章　損害の帰属及び補償（第24条・第25条）

第５章　補則（第26条）

第６章　罰則（第27条―第29条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、宮古島市が管理する港湾の利用及び管理に関し、法令に別段の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定め、もって港湾の機能の維持増進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　港湾区域　港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第２項において準用する法第４条第４項の規定によって、同意のあった港湾の水域をいう。

(2)　港湾施設　法第２条第５項各号に掲げる施設で、市が管理するものをいう。

(3)　雑種船　港則法（昭和23年法律第174号）第３条で規定する船舶をいう。

(4)　利用者　第９条の許可を受けて、港湾施設を利用する者をいう。

（平24条例21・一部改正）

第２章　入出港及び危険予防

（係留施設の利用）

第３条　平良港の係留施設に係留しようとする船舶は、市長の指示を受けなければならない。

（係留施設の指定）

第４条　平良港における船舶の係留施設の利用について、市長と船舶との間に行う信号その他の通信については、規則をもって定める。

（入出港の届出）

第５条　船舶は、入港したとき、又は出港しようとするときは、入港届又は出港届を市長に提出しなければならない。ただし、特に規則により除かれた船舶は、この限りでない。

（夜間における係留施設の利用制限）

第６条　船舶は、夜間において係留施設を利用しようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（移動の制限）

第７条　船舶は、市長の許可を受けなければ、第４条の規定により停泊した一定の区域又は錨地から移動してはならない。ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない理由のある場合は、この限りでない。

２　前項ただし書の規定により、移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（危険の予防）

第８条　爆発物その他の危険物（当該船舶の使用するものを除く。以下同じ。）を積載した船舶は、平良港に入港しようとするときは、港外で市長の指揮を受けなければならない。

２　前項の爆発物その他の危険物とは、港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和54年運輸省告示第547号）別表に定める危険物をいう。

３　船舶は、平良港において危険物の積込み、積替え又は荷卸をするには、市長の許可を受けなければならない。

第３章　管理利用

（施設の利用許可）

第９条　港湾施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

２　市長が前項の許可をする場合は、条件を付することができる。

３　前項の規定により利用の許可を受けた者が利用場所に工作物その他の設備をしようとするときは、市長の承認を受けなければならない。その設備を廃止し、又は変更しようとする場合も同様とする。

（港湾関係業務従事者の出入許可）

第10条　船舶のけい離又は荷役に従事するため、港湾施設内に出入しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（企業許可等）

第11条　港湾施設内及び港湾区域内において、企業を行うとする者は、市長の許可を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定に基づく許可をする場合は、条件を付することができる。

（企業の種別等）

第12条　前条第１項の企業で、次に掲げるものについて許可するときは、別表第１に定める手数料に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税額に、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額を加えて得た額（この額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）以下同じ。）を加算した金額を徴収する。

(1)　旅客を対象とする携帯小荷物業

(2)　港湾区域内にある船舶について行う船用品販売業、不用品等回収業、クリーニング業

２　前項の期間は、１年を超えることができない。ただし、引き続き許可をすることが適当と認めたときは、これを更新することができる。

３　第１項の許可を受けた者は、その業に従事する全部の者の平良港湾内通行証（以下「通行証」という。）の交付を受けなければならない。

（平25条例42・一部改正）

第13条　船舶給水を受けようとする者は、別表第１に定める手数料に消費税等相当額を加算した金額を給水の際納付しなければならない。

（平25条例42・一部改正）

（許可証の提示）

第14条　平良港湾施設を利用する場合において、係員が必要と認めるときは、許可証の提示を求めることができる。

（権利譲渡等の禁止）

第15条　利用者は、その利用する権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

（権利義務の承継等）

第16条　利用者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、使用者の権利義務を承継することができる。この場合において、権利義務を承継する者は、その承継の日から14日以内にその旨を市長に届け出て承認を受けなければならない。

（許可の取消し等）

第17条　次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その利用を取り消し、利用の制限、利用場所の変更、施設物の撤去又はその他必要な措置を命ずることができる。

(1)　利用者がこの条例又は条例に基づく指示に従わないとき。

(2)　使用料の逃脱を図ったとき。

(3)　港湾設備又はその附属物件をき損するおそれがあると認めるとき。

(4)　利用者が虚偽又は不正の手段により許可を受けたとき。

(5)　港湾工事のため必要があるとき。

(6)　公益上又は管理上市長が必要と認めたとき。

（行為の禁止等）

第18条　何人も次の行為をしてはならない。ただし、第５号から第９号までに掲げる行為について市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1)　港湾区域内において、いかだ、竹木等を放置し、又は船舶の航行に支障若しくは支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(2)　係留施設において、その保全上支障を及ぼす程度に貨物を積み上げ、又はみだりに貨物、牛馬車、畜類を停滞させること。

(3)　港湾区域又は港湾施設内において、じんかい、汚物、腐敗物等公衆衛生上有害と認められるものを投棄し、又は放置すること。

(4)　前３号のほか、港湾施設を損傷し、若しくは損傷するおそれのある行為又は港湾施設の機能を妨げる行為をすること。

(5)　爆発物その他の危険物を荷役するために係留施設（当該専用に供するものを除く。）を利用し、又は係留施設にこれらの物件を積載した船舶を係留すること。

(6)　係留施設に直接又は近接して、船舶の係留に支障あるものを係留すること。

(7)　係留施設以外の箇所に船舶を係留すること。

(8)　係留施設において、ごみ、汚物、腐敗物、悪臭を発するものその他公衆衛生上有害と認められるものを荷役すること。

(9)　人寄せをし、又は物品を販売すること。

（構内の取締り）

第19条　次の各号のいずれかに該当する物件について市長は、これを搬出又は撤去を命ずることができる。ただし、急迫の事情ある場合においては、市長は、直ちに次項の処置を取ることができる。

(1)　岸壁、物揚場、荷さばき地、野積場又は道路上に放置されたもの

(2)　許可の承認を得ないで蔵置し、又は設備したもの若しくは許可承認を得て蔵置又は設備したもので、利用期間経過後その搬出し、又は撤去しないもの

(3)　その他公益上、その他の理由により必要と認められるもの

２　前項により搬出又は撤去を命ぜられた者が、これを履行しないとき、又は履行を強制することができないときは、市長において当該物件を搬出し、又は撤去し、その費用は、利用者から徴収する。

（立入禁止）

第20条　次の各号のいずれかに該当するものについては、平良港内の立入りを禁止し、又は平良港内から退去を命ずることができる。

(1)　この条例に基づく指示に従わない者

(2)　指定納期内に使用料を納付しない者

(3)　金属性車輪を有する車両

(4)　平良港入出口において一時停止しない車両又は管理上必要とする車両

(5)　その他市長が公益上管理上支障があると認めるもの

（使用料）

第21条　港湾施設の使用者は、別表第２、別表第３及び別表第４に掲げる使用料の区分に応じ、それぞれ当該別表に定める金額に消費税等相当額を加算した金額の使用料を納付しなければならない。ただし、別表第４に掲げる駐車場の使用料については、当該別表に定める使用料（消費税等相当額を含む。）を納付するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、外国航路の運航に従事する船舶（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第２項第３号に規定する船舶をいう。）に係る船舶については、別表第１及び別表第２により算定した額とする。

３　使用料は、市長の指定した日までに納付しなければならない。

（平25条例42・平28条例３・平28条例48・一部改正）

（使用料の減免）

第22条　市長は、公益上その他必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第23条　既納の使用料は還付しない。ただし、市長において利用者の責めに帰すべき理由がないと認めたときは、この限りでない。

第４章　損害の帰属及び補償

（損害の帰属）

第24条　港湾施設の利用により、港湾施設及びこれを利用する船舶並びに貨物に対する損害に対しては、すべて利用者がその責めに任ずる。

２　前項の規定は、この条例又はこれに基づく規則若しくは許可の条件に違反したために生ずる損害についても同様である。

（原状回復の義務）

第25条　港湾施設の利用者は、その利用を終わったとき、又は利用の許可を取り消されたときは、自己の負担において直ちに原状に回復し、市長の検査を受けなければならない。

２　利用者又はその代理人若しくは使用人が港湾施設を滅失し、又はき損したときは、利用者は、直ちに原状に回復し、市長の検査を受けなければならない。ただし、市長の定める損害額を補償し、原状回復の義務を免れることができる。

３　前２項の原状回復の義務ある者がその義務を履行しないときは、市長においてこれを施行し、その費用を義務者から徴収する。

４　港湾施設の利用終了後は、利用者の負担で利用場所を清掃し、次の利用に支障のないようにしなければならない。

第５章　補則

（委任）

第26条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別にこれを定める。

第６章　罰則

（罰則）

第27条　第３条、第５条、第６条、第７条第２項、第８条及び同条第３項、第18条の規定に違反したときは、その行為をした者は、２万円以下の罰金に処する。

第28条　詐偽その他不正行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科する。

第29条　次の各号のいずれかに該当するものに対しては、１万円以下の過料を科し、利用許可を取り消し、又は将来許可を与えないことができる。

(1)　許可を得ないで利用したとき。

(2)　許可の範囲を超えて利用したとき。

(3)　不正の手段をもって使用許可を受けたとき。

(4)　指定期間内に使用料を納付しないとき。

(5)　この条例又はこれに基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年10月１日から施行する。ただし、別表第３の規定は、平成18年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の平良市港湾施設管理条例（昭和47年平良市条例第79号）（以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

３　この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附　則（平成24年１月10日条例第４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前の行為に係る改正前の宮古島市港湾施設管理条例の規定によるふ頭通過料の徴収については、なお従前の例による。

附　則（平成24年３月30日条例第21号）

この条例は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年12月24日条例第42号）

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年２月22日条例第３号）

（施行期日）

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に宮古島マリンターミナル株式会社より別表第４に掲げる施設の使用許可を受けている者（以下「施設利用者」という。）の納めている施設の使用料が、改正後の宮古島市港湾施設管理条例の規定する施設の使用料より増額になる場合においては、この条例の施行の日から１年間に限り、施設利用者は、使用料を据え置いて施設の使用ができるものとする。

附　則（平成28年12月21日条例第48号）

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成29年12月22日条例第40号）

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月23日条例第15号）

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月25日条例第11号）

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

別表第１（第12条、第13条、第21条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 種別 | 単位 | 手数料 | 備考 |
| 企業許可 | １　旅客携帯小荷物運搬業 | １件につき | 2,000円 |  |
| ２　船用品販売業 | 〃 | 1,000円 |
| ３　不用品回収業 | 〃 | 500円 |
| ４　クリーニング業 | 〃 | 500円 |
| 通行証 | １　通行証交付 | １人につき | 500円 |  |
| ２　通行証再交付 | 〃 | 200円 |
|  | 船舶給水手数料 | １立方メートルまでごとにつき | 100円 |  |

別表第２（第21条関係）

（平24条例４・平24条例21・平25条例42・平28条例48・令２条例15・一部改正）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 単位 | 使用料 | 備考 |
| 係船料 | １　一般利用 |  |  |
| 総トン数１トンにつき、係船24時間までごとに | 4.5円 |
| ２　大型旅客船利用 |  | 大型旅客船とは、5,000トン以上の旅客船をいい、泊地に停泊する場合も同額とする。 |
| 総トン数１トンにつき、係船24時間までごとに | 14円 |
| 占用料 | １　岸壁一時間占用 |  |  |
| １日１平方メートルまでごとに | 20円 |
| ２　水域占用 |  |
| １日１平方メートルまでごとに | 50円 |
| 荷さばき地野積場 | １　一般利用 |  |  |
| ア　貨物搬入（初日は無料）の２日から５日まで１平方メートル１日につき | 30円 |
| イ　６日以後10日まで１平方メートル１日につき | 60円 |
| ウ　11日以後１平方メートル１日につき | 90円 |
| ２　専用利用 |  |
| ア　舗装地 |  |
| １平方メートル１月につき | 100円 |
| イ　未舗装地 | 80円 |
| １平方メートル１月につき |  |
| ふ頭用地使用料 | １平方メートル、１月までごとに | 70円 |  |
| 地下構造物使用料 | １平方メートル、１月までごとに | 90円 |  |
| 給水施設使用料 | １立方メートルまでごとにつき | 10円 |  |
| 上屋使用料 | 専用使用 |  |  |
| １平方メートル１月につき | 230円 |
| 港湾荷役料 | 四輪車輌（大型、中型、小型）1,000キログラムまでごとに | 20円 | 1,000キログラム未満１立方メートル未満の貨物については、それぞれ端数に単価及び消費税等相当額を加算した金額とし、その金額に円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。  ※宮古圏域の出入貨物は無料 |
| 二輪自動車１台につき | 10円 |
| 米、建築資材、燃料、オイル、重油、酸素ガス　1,000キログラム、１立方メートルまでごとに | 10円 |
| 肥料、農機具　1,000キログラム、１立方メートルまでごとに | ７円 |
| 自転車　１台につき | ５円 |
| 農産物、海産物、砂糖、糖蜜、黒糖、空カン、空ビン、空箱、紙・パルプ材、スクラップ　1,000キログラム、１立方メートルまでごとに | ５円 |
| 牛・馬１頭につき | ５円 |
| 豚・やぎ１頭につき | ２円 |
| 上記以外の貨物　1,000キログラム、１立方メートルまでごとに | 20円 |
| 緑地使用料 | １平方メートルまでごとに、１日あたりグラウンドゴルフ、レクレーション等（サッカー、野球は禁止） | １円 |  |

使用料の算定基準

１　施設の利用日数、月数、年数は利用の初日から起算する。

２　１時間未満、24時間未満、１日未満の端数はそれぞれ１時間、24時間、１日とする。

３　月を単位とする場合は、15日までのものは１箇月の使用料の２分の１とし、15日を超えるものは１箇月分とする。

別表第３（第21条関係）

（平29条例40・一部改正）

１　浮桟橋、物揚場及び陸置場（ディンギー型ヨットの陸置場を除く。）使用料

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単位 | 区分 | 使用料 | | | | | | |
| 挺長５m未満のもの | 挺長５m以上６m未満のもの | 挺長６m以上７m未満のもの | 挺長７m以上８m未満のもの | 挺長８m以上９m未満のもの | 挺長９m以上10m未満のもの | 挺長10mを超えるもの |
| 利用期間が１月末満１挺１日につき | 陸置 | 円  380 | 円  460 | 円  560 | 円  640 | 円  740 | 円  780 | 780円に10mを超える１mまでごとに65円を加算した額 |
| 海上係留 | 円  450 | 円  530 | 円  630 | 円  730 | 円  840 | 円  910 | 910円に10mを超える１mまでごとに92円を加算した額 |
| 利用期間が１月以上１年末満の場合１挺１月につき | 陸置 | 円  7,130 | 円  9,220 | 円  11,130 | 円  12,790 | 円  14,700 | 円  15,620 | 15,620円に10mを超える１mまでごとに1,312円を加算した額 |
| 海上係留 | 円  9,040 | 円  10,690 | 円  12,600 | 円  14,260 | 円  16,910 | 円  18,190 | 18,190円に10mを超える１mまでごとに1,837円を加算した額 |
| 利用期間が１年の場合１挺につき | 陸置 | 円  79,490 | 円  96,850 | 円  116,920 | 円  134,280 | 円  154,350 | 円  164,000 | 164,000円に10mを超える１mまでごとに13,781円を加算した額 |
| 海上係留 | 円  94,920 | 円  112,290 | 円  132,350 | 円  149,720 | 円  177,500 | 円  191,010 | 191,010円に10mを超える１mまでごとに19,293円を加算した額 |

２　ディンギー型ヨットの陸置場使用料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 使用料 | | |
| 単位 | 挺長３m未満のもの | 挺長３m以上５m未満のもの | 挺長５m以上のもの |
| 利用期間が１月未満の場合１挺１月につき | 円  180 | 円  260 | 円  370 |
| 利用期間が１月以上１年未満の場合１挺１月につき | 円  1,840 | 円  2,570 | 円  3,680 |
| 利用期間が１年の場合１挺につき | 円  18,380 | 円  25,730 | 円  36,750 |

３　マリーナ施設使用料

|  |  |
| --- | --- |
|  | 使用料 |
| マリーナの給水・給電設備の使用料 | 浮桟橋、物揚場及び陸置場（ディンギー型ヨットの陸置場を除く。）使用料の表の単位及び区分の覧に掲げる使用期間及び使用方法の区分に応じ、それぞれの表の使用料の額に10分の１を乗じて得た額 |

備考

１　艇庫の利用の許可に係るヨット又はモーターボートの出航又は陸揚げの準備のため、浮桟橋、物揚場又は陸揚場を一時的に利用する場合には、浮桟橋、物揚場及び陸揚場使用料は徴収しない。

２　利用期間等が、分、時間、日又は月を単位とする場合に、その利用時間等に30分、１時間、１日若しくは１月に満たない端数があるとき、又はその利用時間等が30分、１時間、１日若しくは１月未満であるときは、これらをそれぞれ30分、１時間、１日又は１月として計算する。

３　「ディンギー型ヨット」とは、居住設備及びエンジンを持たないヨットをいう。

４　「挺長」とは、登録証の挺長をいう。

５　マリーナ施設使用料については、給水・給電設備の使用の有無を問わず加算するものとする。

別表第４（第12条、第21条関係）

（平28条例３・追加、平29条例40・令３条例11・一部改正）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設 | 単位 | 使用料 | 備考 |
| 事務所及び店舗 | (1)　１F |  |  |
| １平方メートルまでごと１月につき | 2,360円 |
| (2)　２F |  |
| １平方メートルまでごと１月につき | 2,250円 |
| (3)　３F・４F |  |
| 海側　１平方メートルまでごと１月につき | 2,150円 |
| 内側　１平方メートルまでごと１月につき | 1,940円 |
| 国道側　１平方メートルまでごと１月につき | 2,050円 |
| 研修室 | 利用時間は、午前９時から午後10時までとする。  (1)　大研修室  ①平日 |  | 午後５時以降は、1.25を乗じた金額とする。  冷房設備を使用する場合  １時間ごとに大研修室は420円、小研修室は100円を加算する。 |
| ア　３時間以内 | 4,500円 |
| イ　３時間以降１時間ごとに右記の金額を加算 | 1,500円 |
| ②土日祝祭日 |  |
| ア　３時間以内 | 6,000円 |
| イ　３時間以降１時間ごとに右記の金額を加算 | 2,000円 |
| (2)　小研修室  ①平日 |  |
| ア　３時間以内 | 3,600円 |
| イ　３時間以降１時間ごとに右記の金額を加算 | 1,200円 |
| ②土日祝祭日 |  |
| ア　３時間以内 | 4,800円 |
| イ　３時間以降１時間ごとに右記の金額を加算 | 1,600円 |
| 駐車場 | (1)　月極利用 |  |  |
| ①公（社）用車　１台 | 10,000円 |
| ②指定駐車場　１台 | 5,000円 |
| ③駐車場　１台 | 3,000円 |
| (2)　時間利用 |  |
| ①１時間以内 | 100円 |
| ②１時間以降１時間ごとに100円を加算し、10時間以降24時間までは、1,000円とする。  ③２日目以降は②と同様に加算する。 |  |
| 旅客受入施設内事務スペース | １平方メートルまでごと１月につき | 2,070円 |  |